

必ずチェック最低賃金 使用者も 労働者も

群馬県最低賃金は

時間額 759 円に

平成28年10月6日より改正

- 1 群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、時間額737円から759円に改正され、平成28年10月6日から発効します。
- 2 最低賃金の対象となる賃金には、臨時又は1月をこえる期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。
- 3 群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。また、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時間額が高い特定（産業別）最低賃金が定められています。
- 4 一般の労働者と労働能力などが異なるため、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）
又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL： <http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>